

琉球国中山王尚眞の、麻美子等を巡達等の国へ遣わす執照

(二五一八、九、一八)

琉球国中山王尚眞、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と爲す。此の為に今、正使麻美子・通事蔡樟等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、巡達等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所_よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百一十六号半印勘合執照を給して正使麻美子・通事蔡樟等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去_{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗實に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 麻美子

副使二員 馬五刺 高義

通事二員 蔡樟 梁仕

火長 紅英

管船直庫 紐古

梢水共に一百五十三名

正徳十三年(二五一八)九月十八日

右の執照は正使麻美子・通事蔡樟等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

注*暹羅あての(四二二一六)と、本文書とは同年月日で、信字号海船玄字二百一十六号の半印勘合執照であり、使者等の乗組員も同じ人員である。一隻の船に対して暹羅と巡達むけに、番号が同じ二通の執照が発行された例か。

1-42-19

琉球国中山王の、馬勃度等を仏大泥国へ遣わす執照

(二五二九、八、一七)

琉球国中山王、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と爲す。此の為に今、正使馬勃度・通事鄭昊等を遣わし、寧字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所_よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十号半印勘合執照を給して正使馬勃度等に付し、収執して前去せしむ。